

○阿蘇市森の体験交流施設条例

平成18年8月10日阿蘇市条例第34号

阿蘇市森の体験交流施設条例

阿蘇市森の体験交流施設条例（平成17年阿蘇市条例第104号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、阿蘇市森の体験交流施設（以下「体験交流施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** 体験交流施設は、阿蘇市の子どもたちの年間を通じた野外活動や森林環境教育の推進を図り、都市住民との交流に資する森林・自然体験学習の振興を図ることを目的として設置する。

（名称及び位置）

**第3条** 体験交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
阿蘇市森の体験交流施設	阿蘇市波野大字小地野663番地1

（施設）

**第4条** 体験交流施設の施設は、次のとおりとする。

- （1） 観察施設 1棟 木造平屋造 20平方メートル
- （2） 木工・自然素材の細工等文化体験施設 1棟 木造平屋造 25平方メートル
- （3） 炭焼体験施設 1棟 12平方メートル
- （4） 炊飯施設 1棟 木造平屋造 30平方メートル
- （5） 衛生施設（トイレ）1棟 木造平屋造 30平方メートル

（業務）

**第5条** 体験交流施設は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 児童の野外活動や森林環境教育の推進に関する業務
- （2） 都市と農村との交流推進に関する業務
- （3） 前2号に掲げるほか、設置の目的を達成するために必要な業務

（職員）

**第6条** 体験交流施設に館長その他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

**第7条** 体験交流施設の休館日は設けない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を定めることができる。

(開館時間)

**第8条** 体験交流施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

**第9条** 施設又は整備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) 体験交流施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他体験交流施設の管理上支障があると認められるとき、又は、市長が適当でないと認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

**第11条** 第9条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

**第12条** 使用者は、施設等を使用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

**第13条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消

することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) その他市長が公共の福祉の増進のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

**第14条** 市長は、体験交流施設内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に退館を命ずることができる。

(使用料)

**第15条** 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は前納とする。

3 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 体験交流施設の管理上、特に必要があるため、市長が使用を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、体験交流施設を使用することができないとき。

(使用料の減免)

**第16条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用のため使用するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害救助のために使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

**第17条** 使用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条の規定により使用の許可の取消し等の処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

**第18条** 故意又は過失により交流館の施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

**第19条** 体験交流施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例（平成18年阿蘇市条例第1号。次項において「手続条例」という。）第4条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定にあたっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第4条各号の書類の提出を求め、手続条例第5条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定により体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条及び第8条の規定にかかわらず当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、体験交流施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は閉館時間を変更することができる。

5 第1項の規定により体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条、第10条、第12条から第14条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

6 第1項の規定により体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体験交流施設の管理を行うこととされた期間前にされた第9条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

7 第1項の規定により体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体験交流施設の管理を行うこととされた期間前に第9条第1項（第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

**第20条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条各号に掲げる業務

- (2) 体験交流施設の使用の許可に関する業務
- (3) 体験交流施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が体験交流施設の管理上必要と認める業務  
(利用料金)

**第21条** 第15条第1項の規定にかかわらず、体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に体験交流施設の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額に1.5を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免又は還付することができる。

(委任)

**第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

**第23条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 使用期間を終わっても、正当な理由がなく使用を続ける者
- (2) 使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず、使用を続ける者
- (3) 正当の理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の交流館条例第17条の規定により管理を委託している交流館の管理については、平成18年8月31日までの間は、なお、従前の例による。

**別表**（第15条関係）

区分	利用料金		備考
	基本料金	割増料金	
観察施設	3時間以 昼間300円	1時間 100円	

木工・自然素材の細工 等文化体験施設	内	夜間500円	1時間 200円	夜間 18時～
炭焼体験施設	1回	1,000円		素材費 実費
炊飯施設	1回	5人まで500円 以下1人100円		3,000円以内 燃料費 実費
衛生施設(トイレ)	無料			
冬季ストーブ貸出料	1時間	200円		